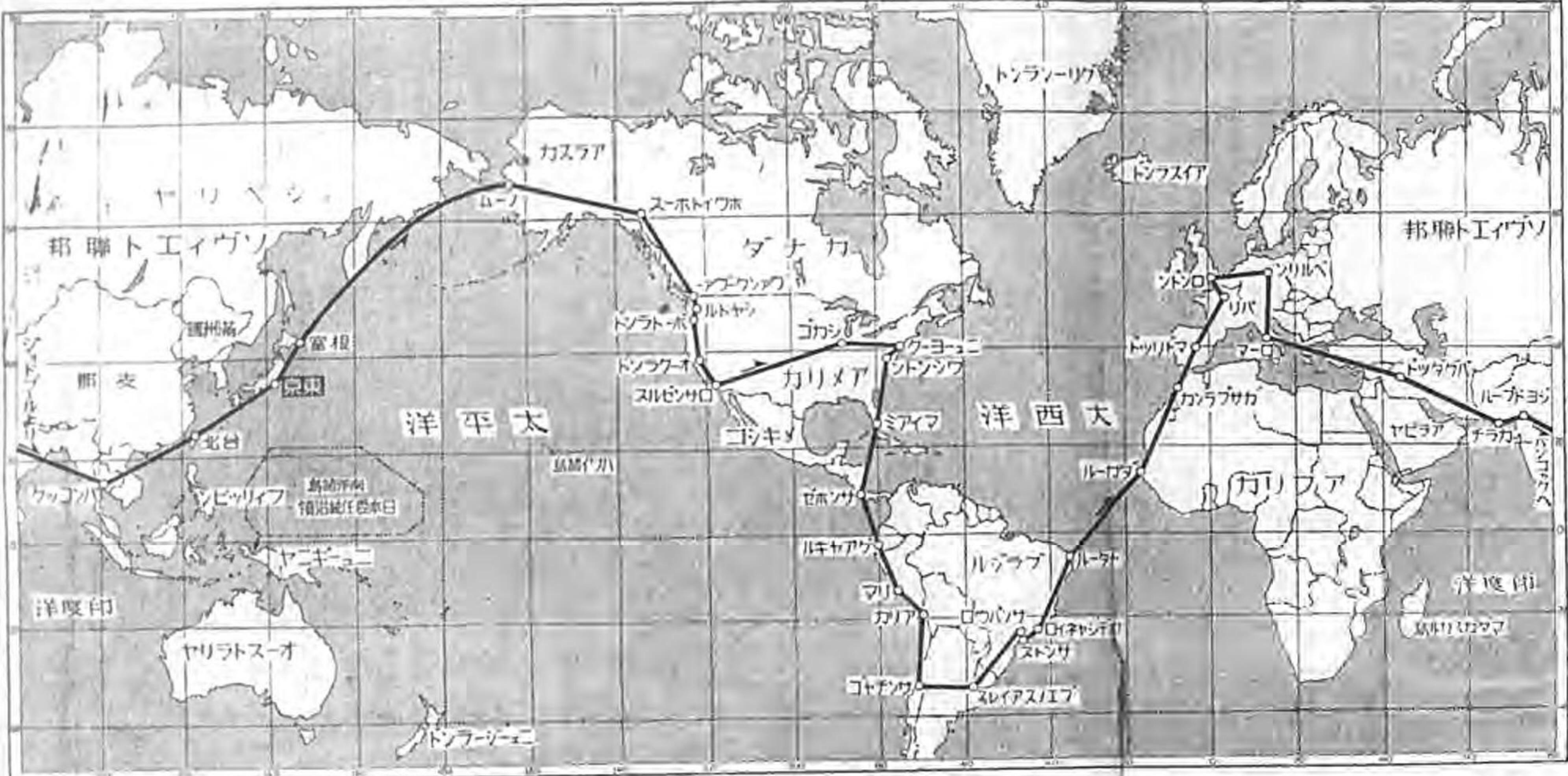


# 空前の大陸五千万キロを突破する本社の壮舉



リカ→カサブランカ(摩西モロコシマドリットスベイン直行)→パリ(フランス)→ロンドン(英國)→バンコク(タイ)→台北→東京

東京日日新聞社・大阪毎日新聞社

## 豫定コース 主要地點

東京→根室(北海道)→ノーム(米アラスカ)→ホワイトホース(カナダ)→ウアンクーヴィア→トロント→シャトル(米国)→ポートランド(同上)→オーケランド(同上)→ロサンゼルス(同上)→シカゴ(同上)→ニューヨーク(同上)→ワシントン(米国)→マイアミ(米国)→サンホセ(中米コスタリカ)→グアヤキル(南米エクアドール)→リマ(秘米)→アリカ(同上)→サンチャゴ(チリ)→サンクトペテルブルク(ロシア)→ヘルシンキ(芬蘭)→ローマ(イタリア)→バゲ

このコースは清國政府の許可は外務省を通じて申請中で決定までには多少の變更があるかも知れぬ。

聖職すでに満二年、有史以來未だ曾てない日本國民の飛躍期において大空翔ける荒鷦の姿こそ、われ等の力強い象徴であらう。この時、本社は八月下旬を期して「世界一周大飛行」を決行する。使用機は最新鋭の純國產機である。

大陸を貫いて、歴翔三十ヶ國、全航程六萬キロ(赤道の約一倍半)、その間、赤道を跨ぐこと二回、實に世界航空史上空前の大飛行である。即ちそのスケールの雄大と、翔破距離の長さにおいて從來試みられた外國人の世界一周飛行を斷然引き離し、目覺しき世界的記録の樹立を目指すものである。しかも、本飛行航程の中には太平洋横断あり、南北アメリカおよびアフリカ大陸縱断あり、南大西洋横断あり、南北アフリカ、地中海、印度洋、北極海など、世界の主要な飛行路線を網羅するものではない。この國家の非常時に敢て大なる犠牲を拂ひこの大壯圖を決行せんとするのは、興亞の大業に邁進する日本國民の意氣と、如何なる難局に直面するとも断じて屈せず、撓まざる日本精神を全世界に知らしめ、同時に、異常なる躍進を遂げたわが國の航空科學、航空工業および航空技術の力を列國に示し、わが國に對する明確なる認識を深からしめ、これによつて國際親善交誼を行はんとするものである。

殊にこの機會において、海外万里、遙かに母國のために萬丈の氣を吐きつゝある同胞を問問し、激動することの出來ることも、われらの心からなる歓喜である。

時、あたかも肇國二千六百年を明年に迎へんとするにあたり、悠久なる大和民族の大精神を表現するに最もふさはしきこの企てを實行し得るは、本社の甚だ光榮とするところである。今や、支那事變における陸海軍航空隊の超人的活躍は列強注視の焦點となつた。本社の世界一周大飛行は、この輝かしき征空日本の威力を全世界の前に發揚するものであり、今日の情勢において特に意義深き民族的大事業、國民的壯舉であると確信する。従つて、これが目的達成のためには、何よりも全國民の熱烈なる聲援を必要とし、これによつてのみ所期の効果を完全に收めることが出来ると信じてゐる。詳細なる計畫内容は目下外務省を通じ交渉中の通過各國との準備工作進捗を待つて逐次決定追報するが、こゝに取敢ず本社が近くこの一大國民的壯舉を敢行すべく全社の機能を擧げて著々準備となる旨を發表し善く江湖の絶大なる支援と期待を仰ぐ次第である。

## 世界一周大飛行

最新鋭純國產機により

行決旬下月八

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	通牒先話	通牒日時
月 日前	月 日前	月 日前	月 日前	月 日前	月 日前	月 日前	月 日前	月 日前	七月六日 後工時十分		
後 時 分	後 時 分	後 時 分	後 時 分	後 時 分	後 時 分	後 時 分	後 時 分	後 時 分	角々日 前土時半 券		
									南	青木	氏受信者名
									松浦	青木	取扱者印
									行水	青木	
									東京都市遞信局	憲兵司令部	電話通報先
									省內電話 五四〇番	一〇〇五番	電話通報日時
									自銀五、一 三九番	赤坂三六七番	直通電話又ハ 警電
各殖民地當該官	各廳府縣警察部長	發信先	電報手配	貴族院委員課 村北	衆議院速記課 木鈴	拓務省警務課	内閣情報部	東京都市遞信局	七月六日 後工時半券	七月六日 後工時半券	氏受信者名
月 日前	月 日前	月 日前	月 日前	月 日前	月 日前	月 日前	月 日前	月 日前	月 日前	月 日前	取扱者印
後 時 分	後 時 分	後 時 分	後 時 分	後 時 分	後 時 分	後 時 分	後 時 分	後 時 分	行水	中尾	
									"	里	
		取扱者印									

141

圖書課長

七月六日

事務官

事務官

大阪(三社)、愛知、福岡(各四社)、東京(二十社)

東京(情報通信、主要十社普通通信、主要經濟日刊紙、經濟雜誌)

大阪(主要經濟日刊紙、經濟雜誌)電話又ハ頭指道半宋

昭和十二年以降本邦金集中額並=本邦金在

高=關スル記事"之ヲ新聞紙=掲載セザル様

記事編輯上御注意相成度

格 B5

日	第
號	號
送受	送受
月 日	月 日

ル全銀=関スル記事取締=付キ

一金=関スル事項中第一二項ハ客年十二月三十六

日附生産力擴充計畫關係事項トシテ既=記

事不擇載方懇談済、又第四項ハ昭和十二年

七月十七日附ヲ以テ記事差止中=有之

一第三五項=付テハ本月六日 東京、大阪、愛

知、福岡各主要日刊社(東京、情報通信

社、主要ナリ普通通信社、經濟日刊社、經濟雜誌

社、大阪、主要ナリ經濟日刊社、經濟雜誌社モ(=)

別紙、通り記事不掲載方指導致道候

尚銀関スル事項、本月六日東京主要日刊社、總

合雜誌社、對し直接不掲載方懲誅致道キ

タルモ其、他、モニニ封ニテ、記事差止、影響有ラ

考慮シ別ニ直接懇談ノ機會ニ於テ指導致ス

豫定ニ有之候也

右及回答候也

別紙

東京、大阪、愛知、福岡 主要日刊社 電話又、口頭指導

(東京：情報通信社、主要十ヶ普通通信社、經濟日刊社、經濟雜誌社、

大阪：主要十ヶ經濟日刊社、經濟雜誌社等)

昭和十二年以降本邦金集中額並、本邦全

在高ニ關スル記事”之ヲ新聞紙ニ掲載セサル

様記事編輯上御注意相成度

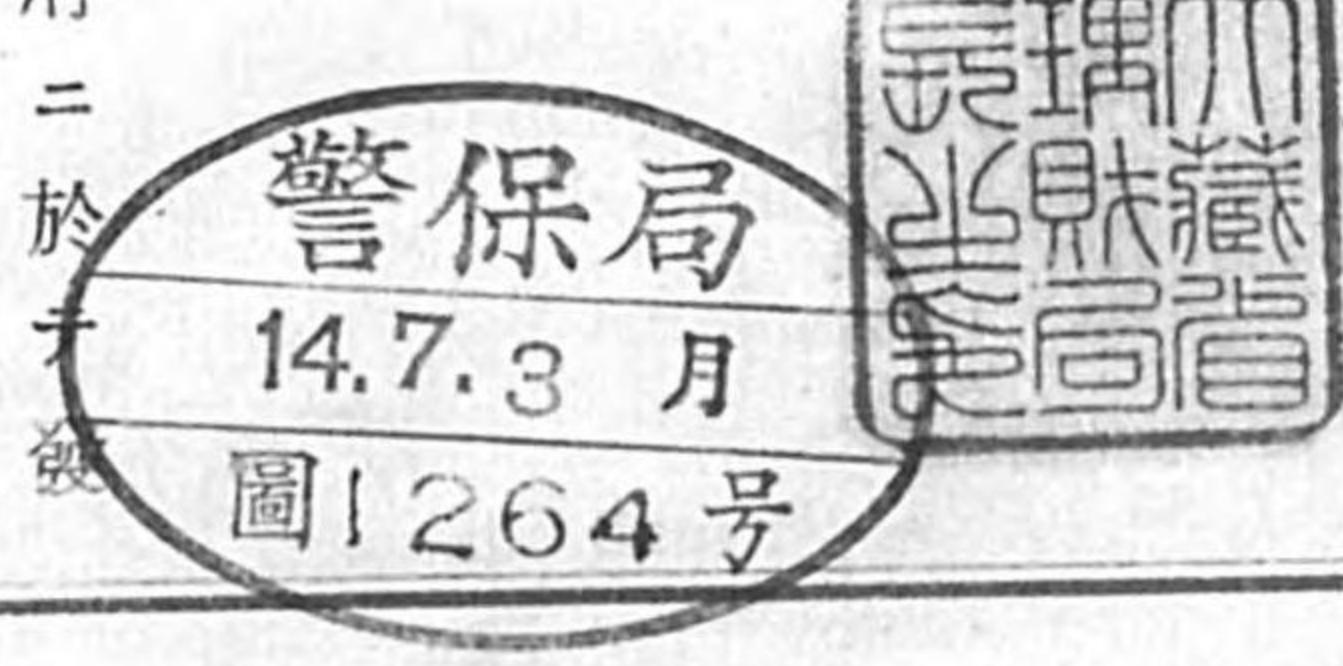
理秘第七四一號

昭和十四年七月一日

大藏省理財局長 相田 岩

内務省警保局長 安藤 狂四郎 殿

支那事變及我國國際收支ノ推移ニ顧ミ左ニ掲タル事項ハ政府ニ於テ  
表シタルモノヲ除クノ外之ガ新聞記事掲載禁止方ヲ御取計相成度  
此段依命及御依頼候也



規格 B5 (望月納)

記

一 金ニ關スル事項

- (一) 昭和十三年以降本邦產金額
- (二) 昭和十三年以降本邦產金豫定額
- (三) 昭和十二年以降本邦金集中額
- (四) 昭和十三年以降金現送額
- (五) 本邦金在高

二 銀ニ關スル事項

- (一) 昭和十三年以降本邦產銀額
- (二) 昭和十三年以降本邦銀集中額
- (三) 昭和十二年以降銀現送額
- (四) 本邦銀在高

註 政府ニ於テ發表シタルモノ左ノ如シ

(一) 昭和十二年中ノ臺灣ニ於ケル潰金買入額三千五百萬圓  
(二) 昭和十七年度本邦產金豫定額五億圓

新聞記事差止ニ關スル件（案）

左記事項ニ關スル記事ハ當局發表以外一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザ  
ル様

記

一、金ニ關スル事項

- (一) 昭和十三年以降本邦產金額
- (二) 昭和十三年以降本邦產金豫定額
- (三) 昭和十二年以降本邦金集中額
- (四) 昭和十三年以降金現送額
- (五) 本邦金在高

二、銀ニ關スル事項

- (一) 昭和十三年以降本邦產銀額
- (二) 昭和十三年以降本邦銀集中額
- (三) 昭和十二年以降銀現送額
- (四) 本邦銀在高

142

圖書課長

翁同

事務官



十一月七日

內務省

翁同



東京一社一報公式電話指導員  
本日平報首相卜記者園卜、會見  
談、內容=閱スル記事、左記矣  
二御用意、上記事、編、讀、相成

B

度

記

一 所共 枠 軸 強化 ニ 溝 トスル 既

才針 ニ 何 等 番 及 ナキ 首記 述

スル ニ 支障 ナキモ 猶伊 番ト 具体

の文抄 ナレ居レガ 如キ 記事

“ 摂政セザルコト

内務省

ニ支那事中史政権ニ閲スル記事

“汪精衛ノ和平運動が同左

下關係アルが如キ事項爲ニ記

事項正事項ニ抵触スルガ如

キ事項ニ掲載セヤル

1403

月送受及號局議合										日月付受及號局管主	
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第		
號 送受	號 送受	號 送受	號 送受	號 送受	號 送受	號 送受	號 送受	號 送受	號 送受		
月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日	月 月 日		
案起昭和十四年二月七日施行月日											
主任											
(官印)											
<p>旅支二十七号</p> <p>局長五</p> <p>圖書課長</p> <p>事務官軍</p> <p>理事官</p> <p>内務省警保局圖書課長</p> <p>各廳麻縣警察部長</p> <p>善視廳特高部長</p> <p>善視廳特高部長</p> <p>新聞記事取締件</p>											

規格 B5

日	第
號	號
送受	送受
月月	月月
日日	日日

汪精衛並同派要人、勸辭ニ閔

シテハ尚當分、間一切之ヲ掲載シ

得ザルモ其ノ主張(声明、宣言等)

及ビニヲ支持スル民衆運動ニ閔

スル記事ハ掲載差又ナレ但シ

本件記事取扱ニ當リテハ少

今左記事項當意、上記事編輯  
相成度、二日來ル、X月九日午後六時ヲ  
期シ管下各主要日刊社（警視廳ハ二十  
一社、主要綜合雜誌社、主要經濟雜誌社、  
情報通信社、主要通信社ニ通達相成  
度

記

- 一、汪精衛一派、行動ト日本政府（軍部  
ヲ含ム）ト直接關係アルが如キ事項  
ハ一切掲載セザルコト
- 二、其、主張ヲ罵倒シテ=我國民感情  
ヲ刺戟シテ汪精衛一派=對レ不化  
要ナル憎悪感ヲ挑發セザル様注  
意スルコト

三、其ノ主張、支那ニ於ケル及郷音ニ付テハ

正確詳細ナル報道ヲ希望スルニ我

國民ランテ和平樂觀、第董ヲ醸成

セシムニ加如キコトナキ様往意スルコト

手配票

通電牒 先話	通牒日時	氏受信者名	取扱者印	電話通報先							
				憲兵司令部	東京都市遞信局						
香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	通牒日時	
月前8日後2時半分	日前2時30分	月前2時30分	月後1時半分	月前2時5分	月後1時半分	月前2時20分	月後2時10分	月前2時10分	月8日後2時半分	月8日後2時半分	
丸岡	若村	吉野	後藤	山本	中村	有吉	北川	松浦	中西	中西	
野尻	安生	喜作	喜作	日吉	安生	吉野	道作	中西	中西	中西	
各殖民地當該官	各廳府縣警察部長	發信先	電報手	貴族院委員課北	衆議院速記課木鈴	拓務省警務課	内閣情報部	東京都市遞信局	警電一〇〇五番	直通電話又ハ赤坂三六七番	
月日前後時分	月日前後時分	月日前後時分	月日前後時分	四銀座一三一番	三銀座八九〇番	至自銀座五、一三一九番	省内電話五四〇番	/月前2時10分	月日前後時分	月日前後時分	通報日時
		取扱者印									

山梨縣  
長

4 30 50

加茂近幸  
田中生

一警視庁ヨリ電報不通、首上申アリタルヲ以テ便宜處理ス

圖

書課

七月八日

内務省

事務官署

理事官



署

東京八社、大阪三社、愛知及福岡各四社  
非公式常話指掌室

汪精衛、勵靜等三閣入ル記事取扱二件

テハ左記事項留意、上記事事編輯

相成度

記

一、汪精衛ノラヂオ放送ニ關シテハ一切掲  
載セヤルコト

二、十日創刊、中華日報ノ論説ノ内

密ハ事前ニ取扱ハヤルコト（十一日附十

日タ刊）ヨリ取扱フハ差支ナシ

中 外	都	國 民	報 知	讀 賣	日 日	朝 日	同 盟	通 信	八 社	指 導	通 話	日 時	時 間	受 信 者 名	取 扱 者 印
茅 至自場 一一六 五五六 五五 三一	銀 至自座 三三五 一一七 〇〇 九一	銀 至自座 五五五 五五七 五五 九〇	丸 至自ノ 〇〇内 五五二 六五三 一一	京 至自橋 一五 一一六 一一 九〇	丸 至自ノ 〇〇内 三三二 三二三 一一	丸 至自ノ 〇〇内 一一二 四三三 一一	丸 至自座 二二五 一一七 一二二 五一	先	通	社	指	通	話	日	時
月 日 後 五 時 分	月 日 後 五 時 五	月 日 後 五 時 八	月 日 後 五 時 八	月 日 後 五 時 七	月 日 後 五 時 六	月 日 後 八 時 分	月 日 後 八 時 分	月 日 後 八 時 分	月 日 後 八 時 分	社	指	通	話	日	時
刀 川	構 田	井	吉	山	大	松	丸	九	山	通	社	通	話	日	時
"	"	"	安	平	久	久	久	九	山	通	社	通	話	日	時
"	"	"	生	平	久	久	久	九	山	通	社	通	話	日	時

手配票

香 川	廣 島	石 川	新 潟	北 海 道	宮 城	福 岡	愛 知	大 阪	警 視 廳	通 電 牒 先 話
月 日 後 前	月 日 後 前	月 日 後 前	月 日 後 前	月 日 後 前	月 日 後 前	月 日 後 前	月 日 後 前	月 日 後 前	月 日 後 前	通 牒 日 時
時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	氏受信者 名
							千 鶴 里 子	阿 雪 安 生	喜 日 久 恵 紀	取 扱 者 印
							9			
各 殖 民 地 當 該 官	各 廳 府 縣 警 察 部 長	發 信 先	電 報 手 配	貴 族 院 委 員 課 村 北	衆 議 院 速 記 課 木 鈴	拓 務 省 警 務 課	內 閣 情 報 部	東 京 都 市 遞 信 局	憲 兵 司 令 部	電 話 通 報 先
月 日 後 前	發 信 日 時			四 銀 座 一 三 一 番	三 銀 座 八 九 〇 番	自 銀 五 至 五 一 三 九 一 番	省 內 電 話 五 四 〇 番	直 通 電 話 又 八 赤 坂 三 六 七 七 番	一 〇 〇 五 番	電 話 通 報 先
時 分	時 分			月 日 後 前	月 日 後 前	月 日 後 前	月 日 後 前	月 日 後 前	月 日 後 前	通 報 日 時
										氏受信者 名
										取 扱 者 印

追加一分

手配票

各殖民地當該官	各廳府縣警察部長	發信先		電報手配		通報先		電話通報先	受信名者	取扱者印
		月日前	時分	月日前	時分	月日前	時分			
香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	通牒先
月日前	月日前	月日前	月日前	月日前	月日前	月日前	月日前	月日前	月日前	月日前
時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分
				上井			雨川	志摩	千田	氏受信名者
				三			雨安	西原	日方	取扱者印
							雨川	西原	日方	
各殖民地當該官	各廳府縣警察部長	發信先	電報手配	通報先	受信名者	取扱者印				
月日前	月日前	月日前	月日前	月日前	月日前	月日前	月日前	月日前	月日前	月日前
時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分

新規

120

水口連章

148

七月八日午前。時四十分

内務省

圖書課長

印

事務官

印

事務官

印

七月八日午前  
北海道、群岡  
主事官印

(東京八社、大阪三社、慶知及福岡各四社 電報指導案)

スルヤ

輸出農産物統制ノ為ノ會社設立ニ關スル記事ハ、農林  
省ヨリ申越、次第モ有之候ニ付當局ヨリ登表アル迄

印

北海道、群岡  
主事官印

一、東京十三社  
主要地内  
主事官印

印

北海道、群岡  
主事官印

印

一切之ヲ新聞紙ニ掲載セタル様 記事編輯上御注意  
相成度。

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	通牒先	通牒日時
月 後前 時分	月 後前 時分	月 後前 時分	月 後前 時分	月 後前 時分	月 後前 時分	夕月 後前 時分	夕月 後前 時分	七月八 日前 後前 時分	七月八 日前 後前 時分	通牒日時	
						早四	南	池平	角井	氏受信者名	
						〃	夕	〃	（印）	取扱者印	
各殖民地當該官	各廳府縣警察部長	發信先	電報手	貴族院委員課北	衆議院速記課木鈴	拓務省警務課	内閣情報部	東京都市遞信局	憲兵司令部	電話通報先	電話通報先
月 後前 時分	發信日時	配		銀座 四一二三一一番	銀座 三八九〇番	自銀五、一三一三九番	省內電話 五四〇番	直通電話又ハ 赤坂三六七番	一〇〇五番	通報日時	通報日時
				月 後前 時分	月 後前 時分	月 後前 時分	夕月 後前 時分	七月八 日前 後前 時分	七月八 日前 後前 時分	氏受信者名	取扱者印
							尾上	歸口	尾上	（印）	
		取扱者印					夕	因			

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通話先	八社指導	通話日時	受信者名	取扱者印
茅 至自場 一一六 五五六 五五 三一	銀 至自座 三三五 一一七 〇〇 九一	銀 至自座 五五五 五五七 五五 九〇	丸 至自ノ 〇〇内 一一六 六五三 一一	京 至自橋 一一五 一一六 一一九〇	丸 至自ノ 〇〇内 三三二 三二三 一一	丸 至自ノ 〇〇内 一一二 四三三 一一	銀 至自座 二二五 一一七 二二 五一			七月八日 〇時45分		
夕 月 夕 日 日前	夕 月 夕 日 日前	夕 月 夕 日 日前	夕 月 夕 日 日前	夕 月 夕 日 〇時58分	夕 月 夕 日 〇時55分	夕 月 夕 日 〇時50分	夕 月 夕 日 〇時47分					
1時 10分	1時 7分	1時 3分	1時 58分	1時 55分	1時 50分	1時 47分	1時 45分					
高井	弟	須廣	木村	萬年	中島	本村	石川					
"	"	"	"	"	"	"	"	電				

同盟

經濟

第廿九號

十四年七月七日

◎ 農產物輸出は

暫定的に二元統制とす

一般農產輸出統制會社の

他に總詰統制會社を設立し

戰時下輸出振興策の一環たる農產物輸出増進策に關しては過般來農林省を中心企畫院、商工省等關係當局間に協議が進められてゐたが最近に至り之が當面の具体案として

一、牛酪製品、除虫菊、薄荷、茶、菜種油、豌豆、鷄卵並に蜜柑罐詰等一般輸出農產物統制の爲輸出農產物販賣會社（資本金五百萬圓）を設立する

二、更に右販賣會社の取扱品目中に含まれざる農畜產罐詰（蜜柑罐詰及乳製品を除き果實其他の雜罐詰）の輸出統制の爲別個に農產罐詰共販會社（資本金二百萬圓）を設立する

續く

經濟 第廿九號ノ二

即ち差當り右の二個の統制會社の併行的運用に依る二元的統制方針を決定した。而して一般的輸出農產物販賣會社のほかに別個に雜罐詰會社を設立して二元的統制とするに至つた理由は空罐配給關係上製罐業者を加へた統制を企圖した等の特殊事情によるものと見られ又議會を俟たずして普通會社組織としたのは會社設立が急を要するためであるが、この二元的統制方針は暫定的なもので、從つて農林省は來議會に輸出農產物販賣會社法案を提出その通過を俟つて半官半民の一大統制會社を設立し之に兩統制會社を合併包含し輸出農產物の一元的統制を確立する方針を持してゐる如くである

同盟 經濟 番外 十四年七月七日

整 理 部

本日發行經濟第二十九號「農產物輸出は暫定  
的に二元統制とす」の記事は當局よりの注意  
により全文取消し下さい

前〇・三五デ

同盟

經濟 第三十號 十四年七月七日

◎日本農産罐詰共販會社近く設立

別項の如く輸出農產物統制方針の決定に伴ひ農林省では先づ農産罐詰共販會社の設立に關し產組系統、罐詰製造業者並に製罐業者等に對し懇意中であつたが同業者間に原則的意見の一一致を見たので七日午後三時より丸の内中央亭に創立發起人會を開催、定款案、株式割當等につき決定、設立認可の發令を俟つて近く創立を見る運びとなつた、新會社は農畜產物の單なる集荷販賣統制會社として產組、商人兩系統の現在の取引機構に變革を加へず、また貿易業者との關係も現在の組織を利用する方針である。

罐詰共販會社  
さくべ支障無

續くタ

一、名稱

日本農産罐詰共販株式會社

二、目的

農畜產罐詰製造業者（產業組合及び同聯合會を含む）の製造する罐詰、密封罐詰及乳製品を除く）の販賣並に受託販賣及び之に附帶する諸般の業務を營むこと

三、資本金

二百萬圓（第一回四分の一拂込）總株數四

萬株

四、出資者

政府（差當り出資せず）農畜產罐詰製造業者、產業組合並に同聯合會及び政府の承認を受けたる者（製罐業者其他）

經濟 第三十號ノ三

一、株式譲渡に關する制限

株主の株式譲渡は重役會の承認を要し又主務官廳の指示に従ひ拂込金額を以て譲渡金額とするを要す

尙株式割當に關しては產組側は八千株（全般聯五千八百株・全購聯千八百株及び產組側發起人四名・四百株）を所得し・殘額三萬二千株は製罐業者及び罐詰製造業者が所有する

曾・社會廿五號

廿年十月四日

◎ 尾川多時氏尊禪

美術批評家尾川多時氏は去る一日夜神田驛附  
近で交通事故のため重傷を負ひ日本醫大附屬  
病院で手當を加へたが翌日夜死去した。享年  
卅九。告別式は六日前十時から十一時まで  
淀橋區下落合酒ノ二〇七の一の自宅で行はる。

向・國・社會卷外

◎ 神人

本日發行社會十八號、『蒙學報』取扱ひ免業  
を『訓練』に巴學中一號、五行一編、十六年  
七月比訓解せられ、一編、五月一の間に一  
七一を挿入します

警	保	長	
圖	課	長	
事	務	官	

月

進度  
日  
初  
版

## 農產罐詰販賣會社

### 發起人會・設立要綱決る

農林省では過度の米麥、乳製品等の販賣會社の設立に關し商業組合、罐詰製造者並に製造業者に對し勧奨の事由に基くであるがこの輸出農產物の販賣會社として政府は來議會に輸出農產物販賣會社を設立しこれに前記二會社を吸収合併して政府の出資並と相俟つて強力なる機關たらしめ以て二元制を實現する意向である。

(商業組合及び同聯合會を含む)の製造する罐詰(蜜柑罐詰並びに乳製品を除く)の販賣並びに受託販賣及びこれに付帯する諸般の業務

一、資本金 二百萬圓(四萬株)第一回四分の一拂込

一、出資者 農產罐詰製造業者、商業組合及び同聯合會並びに政府の承認を受けたるもの及び地方政府差當り出資せよ

一、株式譲渡に関する制限 株式譲渡は重役會の承認を要し又主席の指示に従ひ拂込金額を以て満額とすることを要す

二、会員登録の手續 会員登録の手續は正役會の承認を要し又主席の指示に従ひ拂込金額を八千株(正役會五千八百株、副役會一千五百株)に對する。正役會の拂込金額は八千株(正役會五千八百株、副役會一千五百株)

三、名稱 日本農產罐詰共販賣會社

四、目的 農產罐詰製造業者

### 法案來議會へ提出せん

## 輸出農產物販賣に 大統制會社設立

ほ右大會は石川、静岡兩縣からも希望があり参加することとなつた

圖書課

物統制株式會社設立要綱案

農林事務官 鵜川益男

農林省農務局販賣課

農產物ノ計畫的輸出ヲ確保増進スル爲此等農產物

制株式會社ヲ設立ス

原材料ノ配給ヲ統制スル目的ヲ以テ輸出農產物統

第二 要領

一名稱

本會社ハ輸出農產物統制株式會社（假稱）ト稱ス

二資本

本會社ハ商法上ノ株式會社トシ其ノ資本總額ヲ五百萬圓（十萬株、一株ノ金額五十圓）トス

出資内訳左ノ如シ

/ 生産者及其ノ團體

參百萬圓（六萬株）

2 配給業者等

貳百萬圓（四萬株）

第一回ノ拂込ハ二分ノ一トシ貳百五拾萬圓トス

三 取扱フベキ輸出農產物ノ種類

本會社ノ取扱フベキ主要品目差當リ左ノ如シ

除蟲菊（加工品ヲ含ム）

薄荷（薄荷、薄荷取卸油、薄荷腦、薄荷油等）

青豌豆及菜豆

菜種及菜種油

澱粉

茶

蜜柑罐詰其ノ他農產罐詰

其ノ他農產物

四

事業

本會社ノ事業左ノ如シ

輸出農產物ノ買取販賣又ハ受託販賣

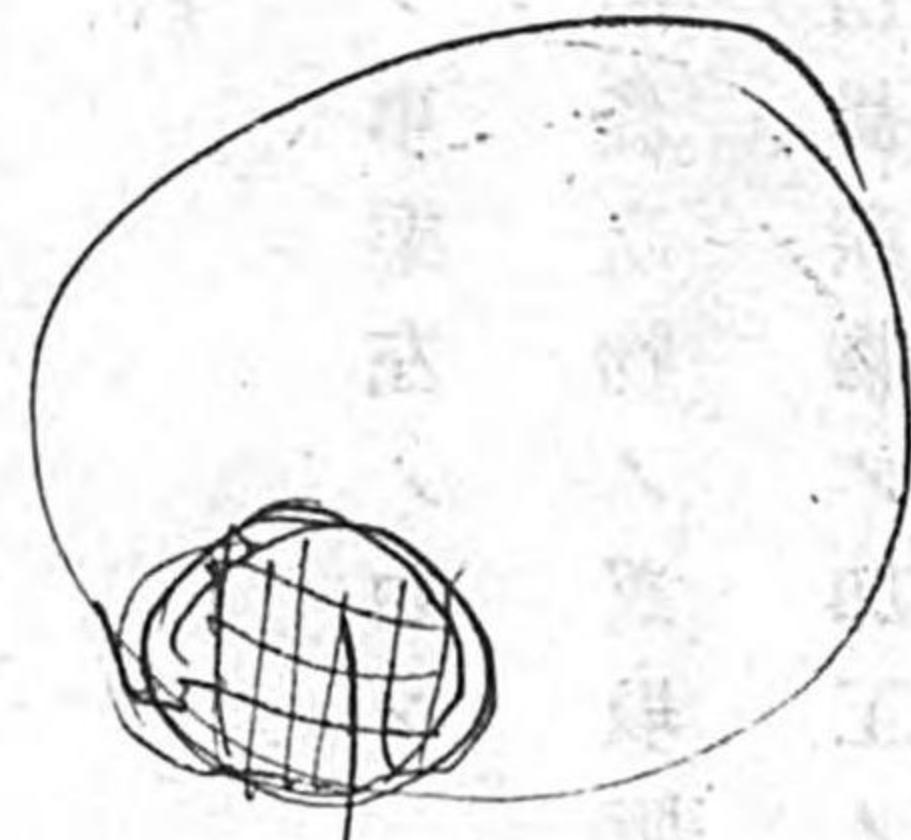
輸出農產物ノ加工ノ委託

輸出農產物ノ集荷配給、生産又ハ加工ニ對スル融資

輸出農產物ノ委託輸出

輸出農產物ノ原材料ノ配給

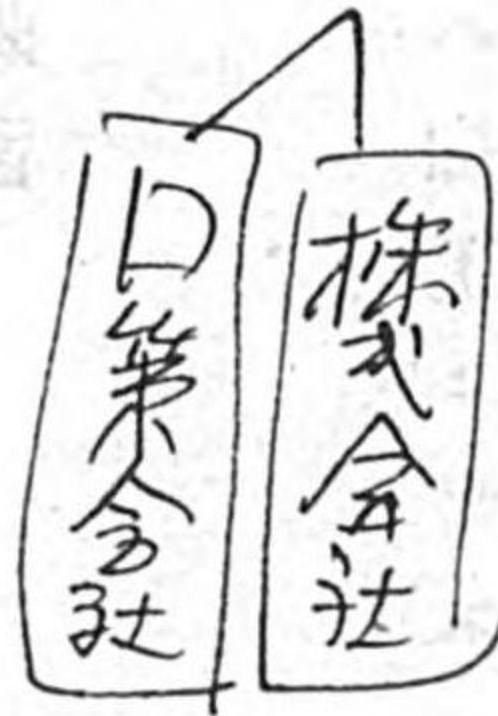
其ノ他本會社ノ目的達成上必要ナル事業



8月1日

会社名

輸出農産物統制会社



圖

書課

事務官

X月十日

内務省

事務官

印

東京八社、大坂三社、愛知及福岡各四社  
本公司電話指掌上

裏=常話ヲ以テ申入置候。注精衛、  
ラヂオ放送ヲ御シテハ尔今放送ノ場  
所ヲ推知セしメサル限、記事擧載

差文無

大段、參議、御用八同盟、通じて西の立場

中 外	都	國 民	報 知	讀 賣	日 日	朝 日	同 盟	通 話	八 社	指 導
茅 至自場 一一六 五五六 五五 三一	銀 至自座 三三五 一一七 〇〇 九一	銀 至自座 五五五 五五七 五五 九〇	丸 至自ノ 〇〇内 一一五 五五二 六五三 一一	京 至自橋 一一六 一一六 一一九〇	丸 至自ノ 〇〇内 一一五 三三二 三二三 一一	丸 至自ノ 〇〇内 一一二 四三三 一一	丸 至自座 二二五 一一七 二二 五一	八 話 先	八 社 指 導	八 社 指 導
月 日 後 前 時 分	月 日 後 前 時 分	月 日 後 前 時 分	月 日 後 前 時 分	月 日 後 前 時 分	月 日 後 前 時 分	月 日 後 前 時 分	月 日 後 前 時 分	7 10 月 日 前 時 分	7 10 月 日 前 時 分	7 10 月 日 前 時 分
勝 平 也	塙 内	川 也	小 也	炭 也	宮 城	有 城	武 城	先 城	受 信 者 名	取 扱 者 印
勝 平 也	平 也	也	牛	牛	也	也	也	也	受 信 者 名	取 扱 者 印

手配票

圖書課長

七月十日午後六時半

内務省

事務官

理事官

供覽

海軍省馬場少佐連絡

本曰夜獨逸ナチス宣大會ニ代表派遣

關シ發表ヲ烏ス豫定ナリシ度未ダ御裁

可ナキ爲明日ニ延期セリ

尚今夕海軍大臣官邸ニ大角大將駐日獨

逸大使ヲ招待シタルガ右ニ關スル寫真及

内務省

大角大將、説話等、明日発表迄掲載セ

ザル様記者俱樂部<sup>ヲ</sup>通じ各社=指掌シ

置キタリ

発表、際ハ御通知申上ケル旨。

内務省

内務省

事務官了

理事官

内務省

佐藤

陸軍省秋山少佐電詔(七月十九午後七時)

ナチス党大會ニ陸軍代表派遣ニ關し上奏せんか

其ノ申戒可加明日ニ延期サレヌラ以テ本件

記事掲載ハ海軍側ト歩調ヲ合ス意味

二於テ海軍省ヨリ農表アリタル際同時ニ

記事一掲載乞 拙陸軍省内記者ヲラフ

員ニ通じ置キテ申シ次ア

新聞社ヨリ照會アリ其際ハ右意味ニ於  
テ擧尊相成ヌ

自而陸軍ニ於テハ本件ニ關シ蒙衷ノ形式  
ハ孰<sup>ヲ</sup>ナシニ休爲念

圖書課長  
佐藤

七月十八日

内務省

事務官

理事官



東京八社、大阪三社、愛知及福岡各四社

電話指道

我國ト「イラン」國ト、間々航空事業二社

提携ヲ為スヤニ間ニ件ハ通信省月中

載、次第ニ有之候件三ノ新聞紙

掲載セサル様記事編輯上沛注意

相  
成  
度

内  
務  
省

極  
祕

空國第二七九號

昭和十四年七月十七日

航空局監理部 國際課長

內務省警保局圖書課長 殿

日本「イラン」航空關係ニ關スル件

本件ニ關スル左記事項新聞、雑誌等ニ掲載、禁止方可然御取計相煩度

記

日本「イラン」合辦航空會社ニ關スル事項

テヘランブレール間

航空局屬 細谷俊夫

監理部空國際課

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	通牒先
月 日前 時分	月 日前 時分	月 日前 時分	月 日前 時分	月 日前 時分	月 日前 時分	月 日前 後前 時分	月 日前 後前 時分	月 日前 後前 時分	月 日前 後前 時分	通牒日時
						月 日前 後前 時分	月 日前 後前 時分	月 日前 後前 時分	月 日前 後前 時分	7月18日前 11時0分
						8時 80分	南	牛沢	村山	氏受信者名
							西	日高	日高	取扱者印
各殖民地當該官	各廳府縣警察部長	發信先	電報手配	貴族院委員課 村北	衆議院速記課 木鈴	拓務省警務課	内閣情報部	東京都市遞信局	憲兵司令部	電話通報先
月 日前 時分	發信日時			四銀座 一三一一番	三銀座 八九〇番	自銀五、一三一一番	省內電話 五四〇番	直通電話又ハ 赤坂三六七番	一〇〇五番	月日前 後前 11時10分
				月 日前 時分	月 日前 時分	月 日前 後前 時分	月 日前 後前 時分	月 日前 後前 時分	月 日前 後前 時分	通報日時
		取扱者印					尾上	阿江	少林	氏受信者名
							野尻	中西	野尻	取扱者印

圖

書課長

又月十九日

内

務

省

事務官



理事官



東京八社、大阪三社、愛知及福岡各四社

聯合公文電常話指導案

滿洲國四平街ニ蘇聯機ラシキスノ飛鶴来シ

爆弾ヲ投下セルヤノ風評アルニ右ハ全

ク事実無根ト認メアルルニ乍ニアリ前開

紙掲載セサル様記事編擇上申付

149

意相成度

内務省

圖書課長

七月十九日正午

内務省

事務官

理事官

字

印

印

印

同盟通

信京城未電(不著表)

朝鮮總督府

=入りタル情報=依レハ本日午

前一時半頃ソ聯機

ラニキ飛行機十

數機

“四半街”=飛來シ爆弾ヲ投下

シテ後鄭家也方面=遁走セリ

内務省

本日午後十時中京理工公司会議室

在り、西通路通り北山三丁目

老松久太郎君修也

記

宇城洋二会議室

八月十九午後四時頃お前記、

内務省に在り、東天王町方

内務省

内  
事  
業  
運  
輸  
事  
業  
之  
為  
事

企  
業  
及  
製  
造  
業  
事  
業  
之  
為  
事

宣  
傳  
及  
影  
片  
業  
事  
業  
之  
為  
事

二  
五  
三  
十  
三  
年  
二  
月  
九  
日  
事  
業  
之  
為  
事

事  
業  
之  
為  
事  
業  
之  
為  
事

所  
謂  
事

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	通牒先	通牒日時
月後前	月後前	月後前	月後前	月後前	月後前	月後前	月後前	月後前	月後前	通牒日時	
時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	時分	氏受信者	
						窓田	庄司	宮森	絶山		
						"	三	三	易		取扱者印
各殖民地當該官	各廳府縣警察部長	發信先	電報手	貴族院委員課 村北	衆議院速記課 木鈴	拓務省警務課	内閣情報部	東京都市遞信局	憲兵司令部	電話通報先	通報日時
月後前	月後前	月時	配	四銀座 一三一一番	三銀座 八九〇番	至銀座 五、一三一九番	省内電話 五四〇番	直通電話又ハ 赤坂三六七番	一〇〇五番	警電	
時分	時分	時分		月後前	月後前	月後前	月後前	月後前	月後前	月後前	時分
											氏受信者
		取扱者印						上村	野尻		取扱者印

中外	都	國	報	讀	日	朝	同盟	通話	八社指導
	銀	銀	丸	京	丸	丸	銀	話	先通話
	至自場	至自座	至自座	至自ノ	至自橋	至自ノ	至自座		
一一六	三三五	五五五	五五七	〇〇内	一一五	〇〇内	二二五		
五六六	一一七	五五七	五五二	五五三	一一六	三三二	一一七		
五五	〇〇	五五	六五三	一一	一一九〇	三二三	二二		
三一	九一	九〇	一一	一一九〇	一一	一一	五一		
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日前	日前	日前	日前	日前	日前	日前	日前	日	指
後	後	後	後	後	後	後	後	導	導
時	時	時	時	時	時	時	時	時	時
分	分	分	分	分	分	分	分		
可 能 性	刀	坪	寫	少	石	有	三	受信者名	
	三	内	不	快	系	糸	捕		
"	"	立	"	安	中	中	亨	取扱者印	
				生			利		

内務省

圖書課長

事務官 3

理事官

三九

同監電語(七月十九日午後二時早)

京城防衛司令部ヨリ(西部防衛司令部經由)  
中部防衛司令部ニ達シタ情報ニ依レバ

本日午前零時四半時敵機現レ爆弾  
ヲ投下シテアリ

同日午前零時五十分奉天地区、同一時三十分

安東地区、同一時早分新義州、名空襲

警報發せり

朝鮮南部ハ警報、發令ナシ

目下(何時ナカ不明)滿洲ニ於テハ安東地区

ノ除キ空襲警報發令ナシ

尚安東、新義州警報解除了半分の二時半

第二回電送(午後二時五十分)

新京電話ニ依レハ蒲河南部防衛司令  
部中、お矣諜ハ諸語フ以テ

敵機、空襲ハ全ヌテマテアル但シ四平街

ニハ敵機、モノト度シキ爆音カカスカニ

聞エラト言フ報告カアツターテ十九日

午前零時五十分ヨリ非常警報ナ寢人施

内務省

エヌト非公式ニ蒙表シ  
尙付ノ公式蒙表アル答

(既定規格 B5 判)

月送受及號局議合								日月付受及號局管主	
第 號 送受	第 號 送受	第 號 送受	第 號 送受	第 號 送受	第 號 送受	第 號 送受	第 號 送受	第 號 送受	第 號 送受
月 月 日 日	月 月 日 日	月 月 日 日	月 月 日 日	月 月 日 日	月 月 日 日	月 月 日 日	月 月 日 日	月 月 日 日	月 月 日 日
<p style="text-align: right;">丙</p> <p style="text-align: right;">案起一施行又月三十日</p> <p style="text-align: right;">檢第二九號</p> <p style="text-align: right;">局長</p> <p style="text-align: right;">圖書課長</p> <p style="text-align: right;">事務官</p> <p style="text-align: right;">理事官</p> <p style="text-align: right;">內務省警保局圖書課長</p> <p style="text-align: right;">大坂、愛知、福岡各府縣特高課長</p> <p style="text-align: right;">新聞記事取締一覽スル件</p>									

日	
第	第
號	號
送受	送受
月	月
日	日
日	日

南洋定期航空就航機及之上か

ゼ 鳴 並ニ近ク安實施，豫定ナル

大阪毎日 東京日々兩新開社主

催=係ル世界一週飛行，使用

機性能等  
機=開シ夫々間係當局ヨリ左

記ノ通記事取締方依頼有之

候二件記事検閲上参考ニ供セレ

度

記

一、南洋定期航空就航機関ノ事項

(1) 宣傳ハ当局希望ノモノニ限り掲載

差文ナシ

(2) 性能ハ全長、全高、全幅、乗客席。

二件テ

牽動機及其ノ個数、速力(最高速力トシ  
テ一五。哩)、型式(川西式四発飛行艇)

限り掲載差文ナシ

二、之上かぜ號ニ閣スル事項

(1) 寫眞ハ遠景ノモノ限り掲載差文ナシ

(2) 性能=作子ハ全長、全高、全幅、乗客席、

航續力(時速一四。哩約十時間)、型式

(三菱式双糸輸送機) = 限り掲載差文

ナニ

三、大毎、東日世界一週飛行使用機三周不一事項

(1) 要目八左記以外一切掲載載セヤルコト

型式(三菱單葉双糸型)

牽動機名稱馬力數(金星、九〇〇、二基)

全幅(二五、〇〇〇米)

全長（一六一〇〇米）

全高（三・二〇〇米）

巡航速力（二大〇糠）

(2) 使用飛行機、宣寫員ハ正面及正横ヨリ

ヲ除キ機構性能、能ハ詳細ヲ窺知シ得

タル狀況ニテ外貌、之撮影ハ差支

ナシ

別紙依舊文、二、三、及四、但書日本通牒文ニ  
於テ八省署入

圖書課

長

空監第四一二二號

昭和十四年六月十五日

事務官

理事官

內務省警保局長 殿

航空局監理部長

新聞雜誌掲載禁止事項ニ關スル件

航空時代六月號所載「南洋コース就航機」ノ記事ハ當局發表以外ノ事項ニ亘リ居候ニ付發賣禁止處分可然ト存候得共世人ヲ刺戟スル逆效果ヲ考慮シ此際ハ便宜右處分ヲ見合ハスルコト、シ發行者ニ對シテハ嚴重訓戒相成様致度及御依頼候

追テ左記飛行機ハ下記ノ事項ヲ除ク外新聞雜誌等ニ一切掲載セサルコトニ取計相成度併而及御依頼候

記

一、南洋定期就航機

寫 眞

當局發表ノモノニ限ル

全長、全高、全幅、乘客席、發動  
機及其ノ個數

速力（最高速力トシテ一五〇哩）

型式（川西式四發飛行艇）

遠景ニ限ル

性 能  
寫 真

全長、全高、全幅、乘客席

航續力（時速一四〇哩約十時間）

型式（三菱式双發輸送機）

航空局屬 佐 渡 信 夫

航空局監理部監督課

航空局

（甲）

内務省圖書課長殿

(本田納)

祕

航本機密第七〇〇一號

七月拾八日送付

昭和十四年七月十八日

海軍航空本部部員  
高 周 中 佐



航空局中尾監督課長殿

大毎日新聞世界一週飛行記事ニ關スル件照會

前題ノ件ニ關シテハ之カ使用機ハ海軍陸上攻撃機ヲ改造セルモノヲ貸與  
使用セシメアル關係上記事寫眞等ニ關シテハ左記標準ニヨリ取締方特ニ  
御配慮ラ得度

記

海軍

一要目ハ左記以外ノ公表ハ一切禁止ノコト

形 式 三葉單葉双發型 發動機名稱馬力數 金星 九〇〇 二基  
全巾 二五〇〇米 巡航速力 二六〇糾  
全長 一六〇〇米  
全高 三七〇〇米

ニ本事業ニ關連スル記事ニ關シテハ海軍トシテハ表面ニ立フコトヲ避ケ  
ル方針ナルヲ以テカカル記事ハ差止ルコト  
三、事變下ニ於ケル本事業ノ性質ニ鑑ミ新聞社ラシテ宣傳營利的ニ墮セザ  
ル如ク堅實地味ニ實施セシムルコト  
四、使用飛行機ノ寫眞撮影ハ正面正横ヨリ除キ機構性能ノ詳細ヲ窺知シ  
得ザル狀況ニシテ外貌ノき撮影差支ナシ  
但シ發表ハ海軍所定ノ検閲ヲ受クルヲ要ス

寫送付先

東京海軍省  
日新社  
内務省  
軍事部  
郵政局  
及部局  
通商部  
長官  
長官  
長官

(終)

(本田納)

海軍

内務省圖書課長殿

(本田納)

圖書課



昭和十四年七月二十日

七月二十二日午後第二九号搭乗  
内閣省賄金一ノ件、保証可能矣

高馬海軍航空本部部員



中尾航空局監督課長殿

事務官

事務官

川西四發飛行艇ニ關スル件照會

首題飛行機ノ記事並ニ寫眞撮影ニ關シテハ該機ガ海軍現用軍用機ノ改造  
型ナルヲ以テ機密保持上特ニ當分ノ間左記ノ通取計ヲ得度

記

一、性能要目<sup>レ</sup>公表ヲ必要トスル場合ハ左記範囲トス

名

稱

川西四發飛行艇

全幅(米)

四〇〇〇

全長(米)

二〇〇〇

海

軍

(本田納)

全高(米) 六三五〇

發動機名稱數 金星 四基

速 力 一五〇節

座 席 約二〇

二、無線關係ハ海軍ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ一切見學ヲ許可セザルコト  
三、寫眞撮影ハ許可ヲ得タルモノニ限り機構性能ノ詳細ヲ窺知シ得サル状

況ニテ外貌ノミ撮影差支ナシ

但シ公表ハ海軍省ノ檢閱ヲ受ケルヲ要ス

寫付付先

海軍省軍務局旭局員

海軍軍事普及部馬場部員

内務省圖書課長

大日本飛行機株式會社社長

(終)

海軍

圖書課長

事務官

理事官

七月二十日

内務省

圖書課長

事務官

管視事換圖課長依頼依頼  
七月二十日午前十時  
同盟(天野)ハ速達音

同盟通信社來公文書詰指並申案

昨夜英國大使館裏屏ヲ無趣一侵入シタル者アリト、風評アルニ右ハ時

筋柄悪影響有アルアリ事件ニ新聞紙ニ

掲載セヤル様記事編輯上佛主意相

成度

(参考)

昨十九日夜九時半頃大使館裏據シ事ヲ報、侵入シテ  
ル者アルシ附近ノ者ニ於テ其見し者云哉、其者ナム  
ニ於テ大使館ノ前傍ヲボメ被査シタルモ外御  
ミ侵入シ形跡ナク、全大使館仕事三四種某  
ガ門限時刻将帰館シル如ナルヲ以テ今人  
アリヤト思御スルモノ為引徳モ擅査中  
而今大使館ノ人同盟以外ハ皆其半入し居シ云々<sup>ト</sup>  
多同盟ノニ手配セハ可能ノ由

		書課長	七月二十六日	
	事務官			3323 2632
	理事官			福西 福北
				内務省
千島列島、水陸、形狀及諸施設、狀況	東京八社、大阪三社、愛知及福岡各四社 北海道、青森主要日刊社營説指掌案			
聞紙、摺載セザル様海軍省ヨリ申起	閣スル記事、宣貞ハ当分、閣之ヲ新			
有三候木記事編輯上御注意				

相成度

内務省

官房機密第四七一〇號

昭和十四年七月二十五日

海軍省副



(加藤納)

最

拓遞內  
務信務省  
省管電務保  
理務局局

御中

記事並ニ寫眞掲載禁止ニ關スル件照會  
千島列島ノ水陸ノ形狀及諸施設ノ狀況等ニ關スル記事並ニ寫眞ハ當分ノ  
間新聞(雑誌)ニ掲載禁止方御取計相成度

(終)

海軍省外  
多田謹申  
四月

手配票

青森 川 香 川	廣 島	石 川	新 潟	北海道	宮 城	福 岡	愛 知	大 阪	警 視 廳	通 牒 先 話	通 牒 日 時	氏受 信 名 者	取 扱 者 印	電 話 通 報 先	通 報 日 時	
											月 日 前					
月 日 前	月 日 後	月 日 前	月 日 後	月 日 前	月 日 後	月 日 前	月 日 後	月 日 前	月 日 後	月 日 前	月 日 後	月 日 前	月 日 後	月 日 前	月 日 後	
時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	
					和田	橋山	天跡	防衛	大井	憲兵司令部	一〇〇五番					
					毛桃	若後	夕	足	辰根							
各殖民地當該官	各廳府縣警察部長	發 信 先	電 報 手 配	貴族院委員課 村北	衆議院速記課 木鈴	拓務省警務課	内閣情報部	東京都市遞信局								
月 日 前	月 日 後	月 日 前	月 日 後	銀座 四、一三一一番	銀座 三、八九〇番	自銀五、一三一 至五、一三九番	省內電話 五四〇番	直通電話又ハ 赤坂三六七番								
時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	
		發 信 日 時	取 扱 者 印													

青森  
川  
香  
26  
7  
7  
支因西夜



圖書課長

八月廿一日

內務省

事務官

理事官

東京十二社、情報通信社、主要通信社、

電話指示文

内務省  
八月廿一日

蒙龜聯合政權、今後、勵向ニ闇レテハ  
 一切之ヲ新聞紙ニ掲載セサル様記事編

騎上御注意相成度

内務省

(參)

主計局

支那人民、大陸人民、臺灣及福建各四枚

郵政局發行

舊正、農曆疆臣公事、古今圖書集成、新  
經、周易、詩、八十七日、九月、萬物、三千六百  
多列、三十六部、天文、子、明政統、之、  
動向、周易、八、而、印、指、蘇、也、而、今、稱

内務省

七月二十七日午後六時半

圖書課長

官

事務

理 事 官

儀 譲

陸軍省情報部秋山少佐電話申入

近々蒙疆統一政權成立ノ旨ナルが全國主

要刊社ニ對シ左記新聞記事差止通達方

御配慮相煩度

記

蒙疆聯合委員會及三自治政府ノ統合

(國定規格 B5 判)

内務省

改廢ニ關スル件ハ當分間當局發表以外  
一切記事掲載セサル様

右ニ關シ既ニ本年四月二十七日附東京大阪愛

知、福岡、各主要日刊社ニ對し指導ヲナシタル旨連

絡マナル處ニ依リ重ネテ善止ノ要ナキ旨回答ア

リ。

圖書課長

八月二日午後九時

内務省

事務官

理事官



東京朝日同出

近づ台湾廈門間一定期航空安寧施

セラル、豫定ナルガ古ニ開スル記事ハ掲

戴差支ナキヤ

國際航空路ト東ヨーロッパ宣言  
國内航空路ト同一視スヘキ  
又ニシテ右特殊事情  
考慮シ事務官、御指揮  
ヲ仰テ掲戴差支ナ旨回答

月送受及號局議合												日月付受及號局管主
第 號												
送受 月月 日日												
												丙
												案起 昭和十四年八月三日
												施行 月 日
												主任
												局長
												圖書課長
												事務官
												理事官
												檢閱課長
												特高部長
												各廳府縣警察署長
												警視廳特高部長
												新間記事取締科長
												新聞記者

警視廳特高部長  
 檢閱課長  
 各廳府縣警察署長  
 警視廳特高部長  
 新聞記者  
 勤務

内務省警保局圖書課長

(特高課)

(檢閱課)

(各廳府縣警察署長)

(警視廳特高部長)

(新聞記者)

(勤務)

日	第	號
月	號	送受
日	月	日

陸軍閥係ノ進級並ニ異動記事ノ

取扱ニ關シテハ概不左記標準

依リ取締ヲ為ス方針休記事

梅閣上參考傳セラレ度

記

一 新任地又ハ旧任地、何レカ一方ノミラ

記載シ左例程度、異動記事ハ異

勤、發表ナキ場合ト雖、掲載差

支ヘナシ

(例) 何某中將ハ今固〇〇ニ繁榮轉スル

コトトナリ 何某市長主催ノ下

一 送別會ラ開催シタ。

(例) 現地 = 活躍中ナリシ何某少將

ハ本日官民多數、出迎セ受

ケ何驛着用列車ニテ着往シテ

(例) 何某大佐ハ現地某處一職

(大佐以下、場合 = 限ルニ紫轉

スルコトトナリ本日官民多數見

送リヲ又ケ仕地ニ向ケ出發シタ

一 師團長、旅團長、聯隊長八職名  
及所屬部隊名ヲ記載ニタル異動  
記事ハ發表ナキ限り掲載スルヲ得べ。  
但シ 師團長、留守師團長又ハ師  
團留守司令官、協合ハ師管微  
兵官、肩書ヲ用ヒテ記載スル六差  
支ヘナレ。

尙大佐以下、場合ニ於テハ部隊長

若ハ階級、何レカ、一方ヲ用ヒテ

記載スルハ差支ヘナ。

(不可例)

第何師團(長)何某中將ハ今

固〇〇二禁轉不日出發スル

等

(差支へ奉例)

何某部隊長(大佐以下)博公限ル

ハ官民多數、出迎フ支々本日

何驛着列車ニテ着任シ。

三塊地ニ在ル將校、追級黒勳記章ハ

概不左、場合ハ掲載差支シ

(112) 黒勳、場合新任地、發表

アリタル者ニ付テハ内地汽湾

上陸以前ト雖ニ現任地ヲ明示

セズ單ニ少轉、事實ヲ擔載

スルハ善五一ナレ

(2) 現地ニ在ル將校ニシテ新ニ進

級セルモノ單ニ進級、事實

記載ノリ差支ヘキ元部

内務省

隊長ト階級トヲ併記シ又ハ

現在地ヲ明示スルコトヲ得ズ。

四、待命付ノハ發表ナキ限キ又ハ

掲載スルコトヲ得ズ。

陸軍進級異動關係記事ノ取扱

陸軍中佐ト打合

現地ノ文書ヲ用  
ハコトヲ保ス  
あすか

一、新任地又ハ舊任地ノ何レカ一方ノミヲ記載シ左例程度ノ異動記

事ハ異動ノ發表ナキ場合ト雖掲載差支ナシ

(例) 何某中將ハ今回○○ニ榮轉スルコトトナリ何某市長主催

ノ下ニ送別會ヲ開催シタ。

(例) 何某少將ハ本日官民多數ノ出迎ヲ受ケ何驛着列車ニテ着

任シタ。

(例) 何某大佐ハ現地某要職并榮轉(大佐以下ノ場合ニ限ル)ニ榮轉  
スルコトトナリ本日官民多數ノ見送リヲ受ケ任地ニ向ケ

出發シタ。

二、師團長、旅團長、聯隊長等ノ職名及所屬部隊名ヲ記載シタル異  
動記事ハ發表ナキ限り掲載スルヲ得ズ  
但シ中將場合ハ師管徵兵官ノ肩書ヲ用ヒテ記載スルハ差支ナシヤ  
大佐以下ノ場合ニ於テハ部隊長若ハ階級ノ何レカ一方ヲ用ヒテ記

載スルハ差支ナシ

(不可例) 第何師團(長) 何某中將ハ今回〇〇ニ榮轉不日出發

スル筈

(差支ナキ例) 何某部隊長(大佐以下ノ場合)ハ官民多數ノ出迎ヲ

受ケ本日何驛<sup>ノ駅</sup>列車ニテ着任シタ

三、現地ニ在ル將校ノ進級異動ハ概ネ左ノ場合ハ掲載差支ナシ

(1) 異動ノ場合新任地ノ發表アリタル者ニ付テハ内地港灣上陸以

前ト雖榮轉ノ事實ヲ掲載スルハ差支ナシ

(2) 現地ニ在ル將校ニシテ新ニ進級セルモノハ單ニ進級ノ事實ヲ記載スルハ差支ナキモ地點ヲ明示セサム部隊長ト階級トヲ聞

時<sup>ヲ</sup>取扱ハサル様注意スルコト。併記シ又<sup>ハ</sup>現在地ヲ明示スルコトヲ得<sup>べ</sup>。

四、候令ニ依テハ秀才<sup>を</sup>ナキ<sup>を</sup>三<sup>ヲ</sup>掲載スルコトヲ得<sup>べ</sup>。

月送受及號局議合										日月付受及號局管主
第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	
送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	送受	
月月	月月	月月	月月	月月	月月	月月	月月	月月	月月	
日日	日日	日日	日日	日日	日日	日日	日日	日日	日日	
新開記事取締之隣スル件	署視聽特高部長	大阪、愛知、福岡、兵庫各府縣警察部長	内務省警保局圖書課長	局長	圖書課長	事務官	事務官	主任	核第三十六號	案起昭和十四年八月四日施行 八月四日

日	第	號	送	受	月	第	號	送	受	月	日

昨年十一月十五日附以テ主要日刊社

一電話指導方通牒ノ件文海運

國策會社設立ノ件

ク述信當局ヨリ發表，苦ナムガ右

祭表後ト呈発表以外，事項ハ之

ヲ新聞紙ニ掲載シ得サルノ件左